

市民憲章 わたくし八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじわりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよろこびに生きましょう。

“市長さん、市の台所 苦しいて聞いてますが”

市の台所は、本年度末で約37億円の赤字が予想され、このままでいくと赤字再建団体への転落必至というきびしい状況にあります。この現状を市民のみなさんにお知らせし、ご理解を得るため、このほど、市内にお住みの主婦おふたりから山脇市長に、赤字の原因、市の対応策などを聞いていただきました。

◇座談会出席者◇

- ☆吉田キヌさん(36)、主婦、長池町1丁目16-47=写真左
- ☆倉内秀子さん(46)、主婦、南本町2丁目5-59=写真中
- ☆山脇悦司市長=写真右(司会) 浅井公聴課長



50年度予算の中味

司会 本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。現在、八尾市の財政状況は非常に苦しい状態にありますこの問題についてみなさんと市長で話し合っていたらどうかこの座談会を企画したわけです。まず倉内さんから。

倉内 早速ですが、先日の「市政だより」によりますと歳入不足が17億円もあるそうで八尾市の台所は大変苦しいようですが、具体的に説明していただきたいのですが。

市長 大体、官庁の会計は一般会計と、国民健康保険、病院、水道などの特別会計とからなっています。きょうはそのうち、おもな一般会計についてお話をさせていただきます。

今年の一般会計の予算の規模は 334億円でその内訳は、市税、これはみなさんから納めていただく市税、たばこ消費税、固定資産税、法人市民税ですが、それが全部で 100億円です。その 100億円をもとにして、国から借金をしたり、国・府から補助金をもらったりして 334億円にふくらまして仕事をするわけです。

このうち、人件費に約78億円つかいます。それから今まで国から借りている 200億円の元金と利子を返さねばなりません。それが、34億円あります。その残りをみなさんからの要望におこたえするため、たとえば、学校の建設や改築ですね、それから福祉や他の事業に使うわけです。

それと八尾市は、今までずっと赤字できており、49年度までに約14億円の累積赤字があり、それを引きつがねばなりません。

バンク寸前一市の台所



吉田 その赤字はいつ頃からですか。

市長 46年度頃からです。さらに今年度は6億円の赤字を覚悟して予算を組んでいました。そうでないと学校建設やいろんな仕事ができないのですが、この結果、今年度末の赤字は20億円となる予定だったのです。ところが、その後、国から八尾市に地方交付税が10億円少なくなるということがわかりました。それから、法人市民税がこの不景気の影響で毎月の収入状況が例年になく悪く、精算してみたら、約7億円少なくな

なりそうなのです。

吉田 地方交付税の減少と、法人市民税の減収で、17億円の歳入不足ということですね。

市長 そうです。だから、このままでは今年度末に20億円と17億円あわせて37億円の赤字となるわけです。本市の場合、赤字が25億円をこえると赤字再建団体に転落しますのでなんとかしてこの危機を切りぬけねばと考えています。

実情に合わぬ補助金(超過負担)

吉田 一般会計だけでも17億円の歳入不足があり、今年度末には赤字再建団体に転落しかねないという苦しい財政状態にあることはよくわかりましたが、今、お聞きしていただけてなぜそんなことになったのかと非常に疑問なのですが。



市長 その大きな原因は国の経済政策による不況をもろにかぶっているということ、それに「超過負担」という問題があります。

吉田 「超過負担」というのは具体的にどういうことなのですか。

市長 これは学校を建てる場合や保育所を運営する場合、国の方で基準をきめていて、その基準のたとえば3分の2とか2分の1を補助金として出しているわけです。

保育所を例にとりますと、1㎡の建築費が実際には大体15万円かかりますが、国の方では7万7,600円とみています。したがって補助金はこの2分1ということで、この15万円と7万7,600円の差を「単価差」と呼んでいます。それから幼児1人当たりの基準面積は5㎡となっていますが、実際は8-9㎡で建築しており、この差を「数量差」といっています。それからもう一つ、学校の渡り廊下などは補助の対象にはいってなくて、この費用は全部市が持つこととなります。これを「対象差」といっています。このような、単価差「数量差」「対象差」による市の持ち出し分、つまり「超過負担」がこの4年間だけでも47億円もあります。

吉田 それが一番大きな問題ということですか。

市長 そうです。47億円全部を国が面倒みてくれたら赤字はないわけです。

市民1人当たり16万円の借金

倉内 7月20日号の「市政だより」によりますと学校を建てる資金50億円の協調融資を申し込んだそうですが、一体市では全部でどの位の借金があるのですか。

市長 一般会計で約 200億円、それから外かく団体で約200億円、あわせて400億円あります。外かく団体とは土地開発公社、開発協会のことで、前もって用地の買収や学校の建設を行っており、国の補助とか起債がつけば一般会計で買上げます。一般会計の借金は国からで長期、低利となっていますが、外かく団体が農協や大和銀行など市中銀行から借りているお金は、短期の借金のため金利が高く、お金のやりくりが大変です。

倉内 大変ですね。

吉田 400億円の借金といいますが住民1人あたりに16万円ということになるわけですね。すごい額ですね。

市長 これもまあ、いま鋭意処分できるところです。これは処分するなど、整理にかかっているところではあります。

内部努力はしていますが

吉田 今年度は国においても約3兆6,000億円ですが、減収が見込まれるそうで国のサイフのヒモも堅くなると思うのです。市としてもそれに対処して内部努力をしなければならぬと思いますが、市長さんはどんな方法で対処されるおつもりですか。

市長 大変むずかしい問題ですが、一つは今年度の事業を繰り延べといいますが、来年の3月までにやると予算を組んでいる事業のうち、そう緊急にいらぬというものを来年度に持ち越したいということですね。それから欠員については補充しない方針を出していますし、また、物件費、たとえば電気とか水道、あるいは旅費とかですね、そういう物件費の2割を削減します。さらに、人件費の問題ですけれども、これは非常にむずかしい。労働者はやっぱり給与で生活しているのだから保障しなければならぬ。しかし、ベースアップをストレートにやりますと赤字再建団体に完全に転落しなければなりません。だから、今年度は辛抱してくれと協力要請をやっているところなんです。これは非常につらい言いにくい話なんです……。それから管理職手当もカットしており、私みたいな特別職も手当を 100%カットしています。

職員の給料は高いのか

倉内 それに関連しておうかがいしたいの

ですが、最近の新聞紙上で職員さんの給料が高いのじゃないか、そのために自治体が赤字になっているのじゃないかと書かれてあったのですが……。八尾市の職員さんの給料は本当に高いのですか。また、ほかの市にくらべてどの位なんでしょうか。

市長 大体ですね、八尾市の職員の給料は大阪府下では30市のうち20番目で中クラス以下です。



倉内 ああそうですか。

市長 それから国とくらべれば少し高いのです。

吉田 地方公務員は普通、何割高いのですか。

市長 ラスパイレスといまして、国家公務員と地方公務員が同じ時に同じ条件で入ったと仮定してどの位になるかといいますが、国が出している基準では八尾市の事務系で132ということ。比較の仕方にも問題がありますがラスパイレスで比較すると3割程高いわけなんです。

倉内、吉田 そうですか。それにしてもいいですね。

市長 まあ、公務員全体の給料が高いとはいえないのです。できれば公務員全体を地方公務員なみに引き上げるのが本来ですね。まあ、数値としてはこういうわけなんです。しかし、赤字の主要な原因は人件費だということには間違っていないと思います。ただ、こういう非常事態だから、まあ一つ協力してくれというわけなんです。

再建団体に転落すれば

吉田 市と市民が努力してもなおかつ一般会計で25億円ですか、赤字でたら「赤字再建団体」になるということですが、そうなればどんなしわ寄せが市民にくるか知りたいのですが。

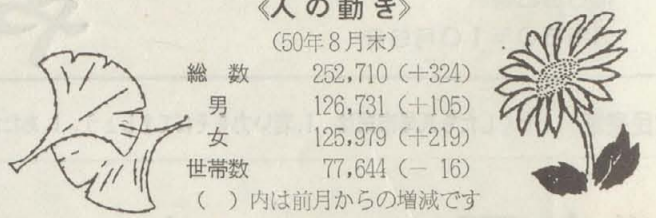
市長 赤字再建団体になれば完全に国の規制下におかれますので、国の補助金のつかない単独の事業、たとえば道路の舗装とか排水の悪いところをなおすとか、そういうのは国で全然面倒をみないで八尾だけのお金でやっているのですが、そういうものがストップとなります。あるいは、各種手数料、たとえばゴミ収集の手数料をとったらどうかという話もでてくるかも知れません。

(第4面につづく)

行事カレンダー

10/11 (土)	青少	
12 (日)		☆秋の市民体育大会(卓球) 9.00- 教育センター内体育館 (軟式庭球) 9.00- 清友高 ☆志紀地区スポーツ祭 8.00- 志紀中 ☆用和地区スポーツ祭 9.00- 用和小 ☆長池地区スポーツ祭 8.30- 長池小
13 (月)	心配 家児 教育 法律	☆肢体不自由児検診 13.00-14.00 八尾保健所 ☆生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 竹淵小、大正幼 ☆種痘の判定(第2、3期) 14.00-15.30 高美南小、美園幼 ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
14 (火)	家児 青少 老人 融資	☆高血圧検診 13.30-14.30 八尾保健所 ☆生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 用和小、桂解放会館
15 (水)	家児 教育 人権	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 志紀幼、安中解放会館 ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
16 (木)	青少 法律 職業	☆未熟児相談 13.00-14.00 八尾保健所 ☆生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 南山本小、曙川小 ☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00 教育センター
17 (金)	身障 家児 融資 教育	☆乳幼児の健康相談(6カ月の乳児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(47年4月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 八尾小、安中幼 ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
18 (土)	青少	
19 (日)	心配 結婚	☆大正地区スポーツ祭 9.00- 大正小 ☆竜華地区スポーツ祭 8.30- 竜華中
20 (月)	心配 家児 教育	☆ツベルクリン反応 14.00-15.30 八尾保健所 ☆離乳食講習会 13.00- 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
21 (火)	家児 青少 融資	☆高血圧検診 13.30-14.30 八尾保健所 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院
22 (水)	結婚 家児 教育	☆幼児歯科相談(フッソ塗布) 9.15-11.00、13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆BCG接種 14.00-15.30 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
23 (木)	青少 法律	☆婦人スポーツ教室(バドミントン) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バスケットボール) 17.30-21.00 教育センター
24 (金)	身障 家児 融資 教育	☆乳幼児の健康相談(1歳6カ月の幼児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児検診(47年4月生まれの子) 13.00-14.30 八尾保健所 ☆母と子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆不用犬の受付 9.30-12.00、13.00-16.00 八尾保健所
25 (土)	青少	☆施設見学会(申込制) 9.30- 教育センター東側集合

《人の動き》
(50年8月末)



総数	252,710 (+324)
男	126,731 (+105)
女	125,979 (+219)
世帯数	77,644 (-16)

()内は前月からの増減です

市の木《いちよう》 市の花《きく》

《家の新・改築の相談》 《移動図書館日程》

10月11日から17日まで「全国一斉違反建築防止週間」となっています。

市建築指導課でも次のとおり建築基準法市民相談コーナーを設け家の新築、増改築などの相談を受け付けます。

☆とき 10月11日 午前9時-11時 10月13日-17日 午後1時-4時

☆ところ 市建築指導課内

10月25日までの移動図書館巡回日程は次のとおりです。

10月14日(火) ○用和小東門前 △許麻神社前 15日(水) ○大正中正門前 △志紀幼東側 17日(金) ○太子公園 △跡部公園 21日(火) ○天王の森 △中高安小北側 22日(水) ○上ノ島中正門前 △西山本小正門前 24日(金) ○刑部公園 △永畑小正門前

時間は、○印が午後1時30分-2時30分、△印は午後3時-4時

《虫歯予防講演会》 《共同募金にご協力》

八尾市障害児歯科問題協議会で、障害児の虫歯予防の運動として次のとおり講演会を開きます。

☆とき 10月19日 午後1時-4時

☆ところ 社会福祉会館

☆講師 梶谷 晃先生(大阪府歯科医師会)

今月1日から赤い羽根「共同募金」が始まっています。

この運動で寄せられた尊いお金は保育所、母子寮、社会福祉の施設、福祉団体等に配分されます。

この募金に1人でも多くご協力くださいますようお願いいたします。

《10月はねずみ駆除月間》

市では、10月をねずみ駆除月間としてねずみ退治をすすめています。

薬剤の無料配布を行っていますので実施されるかたは、各地区町会長、婦人会長さんを通じて市衛生課へ申し込んでください。

《チャリティバザー》

肢体不自由児のための「府民チャリティバザー」が開かれます。

☆とき 10月26日(日) 午前10時30分-午後4時

☆ところ 四天王寺本坊

品物をご寄贈くださる方は、15日までに市立いちよう学園(☎93-3154)内の渡辺、中林、永野まで。

《移動商工相談を実施》

市と商工会議所では、商工業者を対象に、不況下における経営の改善についての移動商工相談を開きます。

☆とき 10月16日(木) 山本出張所、10月22日(水) 竜華出張所 10月24日(金) 竹淵出張所(時間はいずれも午後1時-4時)

☆相談内容 金融、税務、労働経営相談、その他

身障	= 身体障害者相談	教育	= 教育相談 9時- 教育センターで
心配	= 心配ごと相談	融資	= 中小企業融資相談 10時-12時 産業課で
結婚	= 結婚相談 いずれも 13時-16時 社会福祉会館で	職業	= 高齢者職業相談 10時-15時 社会福祉会館で
家児	= 家庭児童相談 10時-16時 社会福祉会館で	人権	= 人権相談 14時-16時 人権擁護委員会室で
青少	= 青少年受護相談 9時-17時 教育センターで	老人	= 老人健康相談 10時30分-12時 社会福祉会館で
法律	= 法律相談(当日午後 0時45分受付) 13時-16時 市民相談室で		

☆みなさんの近くで善意・善行・伝統的行事などがありましたら市広報係まで(TEL 91-3881)
☆市税の納税は便利な預金口座振替で(TEL 91-3881 内線 263)

《暴力や迷惑行為には勇気を出して110番》

お知らせ



国保の被保険者証の交換

☎ 91-3881 内線354

国民健康保険の被保険者証が水色からピンクに変わります。いまお持ちになっている被保険者(水色)は10月31日で無効になり、以後は使用できません。

新しい被保険者証(ピンク)との交換を次のとおり行っていますので必ず交換してください。

- ☆期間 10月1日～31日(日曜、祭日除く)
- ☆ところ 保険課(市役所新館2階)
- ☆持ってくるもの 印かん、古い被保険者証(水色)

また、各出張所でも次の日程で交換しますので、お近くの出張所をご利用ください。持ってくるものは保険課で交換する場合と同じです。

- ＜日程＞10月7日(火) 労働会館分館(植松町) 8日(水) 桂解放会館 9日(木) 大正出張所 14日(火) 久宝寺出張所 15日(水) 高安出張所 16日(木) 南高安出張所 17日(金) 曙川出張所 21日(火) 労働会館(山本町) 22日(水) 志紀文化センター 23日(木) 竹淵出張所
- 時間は午前9時30分～午後3時30分まで。



重度障害者福祉手当の支給

☎ 91-3881 内線277

10月から重度障害者に対し、次のとおり福祉手当が支給されることになりました。

- 該当者はお早目に申請してください。
- ☆対象 精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする人
- ☆支給額 1人につき月 4,000円
- ☆支払い期 1月、5月、9月の年3回

必要書類など申請についてのお問い合わせは福祉事務所福祉第3係まで、

なお、申請用紙は同係で交付していますが、みなさんの便宜をはかるため下記の日時に各地へ出張し用紙の交付を行います。

- ＜出張日程＞10月9日(木)○高安出張所 △南高安出張所 13日(月)○桂解放会館 △竹淵出張所 14日(火)○曙川出張所 △山本出張所 15日(水)○久宝寺出張所 △労働会館分館(植松) 16日(木)○大正出張所 △志紀文化センター
- 時間はいずれも○印は午前9時30分～11時30分、△印は午後1時30分～3時30分です。



第13回金婚を祝う会

☎ 91-3881 内線289

今年も「金婚を祝う会」を次のとおり開きます。

- ☆とき 11月4日(火) 午後1時
- ☆ところ 市民ホール
- ☆該当者 大正13年11月から大正14年10月までの間に結婚されたご夫婦(この期間以前に結婚されて、まだお祝いを受けていないご夫婦も含みます)
- ☆申し込み 該当地区の老人クラブ会長さんを通じて市福祉厚生課(社会福祉会館内)まで申し込んで下さい。



納税移動窓口車の巡回

☎ 91-3881 内線263

市・府民税第3期分の納期限は今年25日です。今回も次の日程で納税移動窓口車が巡回し、納税事務を取り扱いますのでご利用ください。

- ＜日程＞10月21日(火)○近鉄久宝寺駅前 △山本中央市場 22日(水)○澁川神社前 △高安市場
- 時間は○印が午前10時～正午、△印は午後2時～4時です。



合同行政相談所を開きます

☎ 91-3881 内線228

10月12日から18日までは「行政相談週間」です。

この週間は、広く行政一般についての意見や苦情などを聞き行政の民主的な運営に役立てていこうとするものです。

市ではこの週間にちなみ近畿管区行政監察局と協力し、次のとおり「合同行政相談所」を開設しますので、国、国鉄、電々公社、専売公社、それに府政、市政、消防などについて相談、苦情がありましたらお気軽にご利用ください。

- ☆とき 10月17日(金) 午後1時～4時
- ☆ところ 社会福祉会館2階会議室
- なお、行政相談については、相談日以外でも行政相談委員宅で受け付けています。

- ＜市行政相談委員＞
- 青木只雄 山本町北3-3-2 ☎22-6468
- 松島定次 弓削583 ☎49-6363
- 田中吉治郎 西山本町2-2-17 ☎22-4823
- 鈴木武司 萱振町2-129 ☎22-7485
- 阪田正利 本町3-11-3 ☎91-0897



秋の市民体育大会を開催

☎ 23-5101

第23回秋季八尾市民体育大会を次のとおり開きます。ふるってご参加ください。

☆参加資格 市民または市内に通勤、通学する人

☆申し込み 種目(出場別)、住所、氏名、年齢、性別、勤務先、または学校名(学年)をハガキまたは便せんに記入の上、清水町1-1-6、教育センター内体育振興課まで(締め切り日までに必着のこと、電話での申し込み不可、18歳未満の児童、生徒は保護者の承諾書が必要)

☆参加費 無料

＜日程＞

- ▷弓道 10月12日 午前9時～(財)八尾体育会館 一般男女(当日)▷柔道 10月26日 午前9時～(財)八尾体育会館 小学生・中学生・一般(男)(10月23日)▷体操 11月8日 午後1時～、9日 午前9時～ 教育センター 中学生・一般(男女)(11月6日)▷陸上 11月9日 午前9時～ 久宝寺緑地 中学生・一般(男女)(11月6日)▷ハンドボール 11月9日 午前9時～ 八尾高 一般男女(11月7日)▷サッカー 11月9日 16日・23日・30日 午前9時～ 八尾中 青年一般(男)(11月6日)▷空手道 11月9日 正午～(財)八尾体育会館 一般男子(11月7日)▷バスケットボール 11月16日 23日・30日、12月7日 午前9時～ 高美中 中学生・一般(男女)(11月14日)▷サイクリング 11月19日 午前9時～ 大和川堤防 中学生・一般(男女)(10月16日)▷民謡 12月7日 午後6時～ 教育センター 一般男女(当日)

- ※1、種目、とき、ところ、対象の順に記載。()内は申込締め切り日。
- 2、卓球、軟式庭球、バレーボール、剣道は既に掲載済み。

●地区スポーツ祭の開催

今年も次のとおり各地区で市民スポーツ祭が開かれますのでふるってご参加ください。

- 10月10日 高安地区(高安中)、山本第2地区(東山本小) 12日 志紀地区(志紀中) 用和地区(用和小) 長池地区(長池小) 19日 大正地区(大正小) 竜華地区(竜華中) 26日 曙川地区(曙川小) 南高安地区(南高安中) 11月2日 山本第3地区(山本小) 山本第1地区(山本球場) 久宝寺地区(久宝寺中) 3日 美園地区(美園小) ()内は開催場所



緊急小口事業資金の融資

☎ 91-3881 内線323

市では、小規模企業の倒産を防止するため緊急の場合のみ、小口事業資金の貸付を次のとおりに行います。

☆資格 市内で1年以上引き続き事業を営み次のいずれかに該当するもの

(イ)常時使用する従業員数が20名(商業またはサービス業は5名)以下の法人および個人

(ロ)資本金または、出資の総額が300万円以下の法人

☆融資額 無担保50万円まで

☆期間 18カ月以内 ☆貸付利率 年9%

☆返済方法 3カ月以内据置後、毎月分割

☆受付期間 10月6日から昭和51年3月31日まで常時受付(申込用紙は、10月6日から市産業課でお渡しします)



施設見学会と史跡めぐり

☎ 91-3881 内線228

市民の日常生活と密接な関係にある市内の施設や市の事業について、市民のみなさんによく知っていただき、市政への関心をより高めるため、市では次のとおり1日施設見学会を開催します。

☆とき 10月25日(土) 午前9時30分～午後4時

☆募集人員 40名

☆参加資格 20歳以上の市民

☆集合 午前9時30分までに教育センター東側へ

☆持参するもの 弁当、水筒、筆記用具

☆申込方法 官製ハガキに住所、氏名、年令、職業を記入の上、10月15日(水)までに本町1、市公聴課へ。なお、定員を超えた場合は、抽選により決定し、通知致します。

＜見学する施設＞

廃棄物破砕工場、いちよう学園(就学前の肢体不自由児施設)、大阪市立大畑山会館、大阪市清掃局八尾工場(ゴミ焼却場)衛生処理場(し尿処理場)、老人福祉センター。

●秋の史跡めぐり

市、市民憲章推進協議会主催の秋の史跡めぐりをこども次のおりに行いますので多数ご参加ください。

☆とき 11月3日(月) 午前9時

☆集合場所 天王の森(恩智駅東 300m)

(雨天の場合、11月9日に延期します)

☆コース 冊子「八尾の史跡散歩」の第5コースです。

天王の森-恩智左近の墓-恩智城址-神宮寺共同墓地-八王寺神社-恩智神社-感応院-安養寺(銅鑄出土) 大畑山(昼食予定)-梅岩寺-高座神社-垣内共同墓地-元善光寺-一里塚-法華塔-大通寺-教興寺。

●緑化相談と花と緑の即売会

10月の都市緑化月間にちなみ、市民憲章推進協議会では、「緑の町をつくりましょう」の実践運動として次のとおり緑化相談を行います。

☆とき 10月7日、14日、17日、21日、24日、28日、31日(午後2時～4時まで)

☆ところ 市役所市民相談室

☆内容 庭づくり、園芸、緑化に関するものなら何でも結構です。

☆相談員 河野市公園緑化課長

《第10回花と緑の即売会》

大阪府公園協会では、10月の都市緑化月間にちなみ、「第10回花と緑の即売会」を次のとおりに行います。

☆とき 10月1日～10月31日

☆ところ 久宝寺緑地



●農業展示品評会を開きます

昭和50年度、農業展示品評会を次のとおりに行います。

☆出品物の受付 10月22日(水) 午前8時～10時 審査 10月22日(水) 午後1時～3時

☆一般公開 10月23日(木) 午前9時～午後3時(即売は午前9時から始めますが、品物の引き渡しは午後3時から4時までとなっていますのでご注意ください)

☆ところ 市民ホール

☆出品品目 葉菜類、根菜類、特殊野菜、穀類、花き花木類、鶏卵、生活改善作品

☆出品申し込み 各農協備えつけの申込書により10月15日(水)までに各農協へ申し込んでください。





市長を囲む座談会

(第1面よりつづく)

制度の改善が不可欠

倉内 市長さんも就任早々大変なことと思えますが、市の台所を建て直す長期策としてどんな方法をお考えになっていらっしゃいますか。

市長 これはいま内部的な努力で一応この危機を乗り越えようということでは必死の努力をしていますが、当面の対策ということでこれだけでは全面解消できません。やっぱり制度的に変えてもらわねばなりません。たとえば、地方交付税として、国税、つまり所得税、酒税、法人税の32%を自治体に配分していますが、これをたとえば、4割というふうに引き上げてもらわねばならないと思っています。この制度的改善をやらず、物件費を2割削減したり、事業の繰り延べや人件費の凍結をしたりしても根本的改善にはなりません。

倉内 微々たることですかねえ。

市長 それとですねえ、全国市長会や革新市長会を通じて超過負担の解消を国に強く要望しています。

倉内 ぜひいろんな手だてをしていただきたいと思えます。

健全財政で公約実現へ

吉田 市長さんも選挙公約で明るい町づくり、市民のいのちとくらしを守る福祉の町づくりを約束され、私たちも大変期待しているのですが、財政難のなかでこの公約の実現をどうやっていこうとお考えになっているのですか。きびしいようですが……。

市長 選挙中、いろんな公約を申し上げたのですが、その公約を実現するためには財政を健全化せねばなりません。ところが、いまのところ赤字でどうにもならないというところで、残念ながら公約をいままぐ実現するわけにはいきません。それと、公約を実現するためには財源確保という問題と、もう一つ、赤字再建団体にしなければ公約実現はできません。だからまず、赤字再建団体にならないということで「歯止め」をかけておかなければ、とても実現できないのです。

吉田 市民のみなさんも市長さんの公約に期待しておられると思いますので、徐々にでも是非とも実現していただきたいのですが。

市長 内部的にもいろいろ検討しなければならぬ問題はたくさんあります。先程、申し上げました400億円の借金といいますが、一般会計の200億円は国からの長期の安い利子の借金ですが、外かく団体でもっている200億円は利息も高いのです。これは整理をある程度やって、資金の回転をしなければならぬと考えています。

吉田 そうですねえ。

倉内 大変ですねえ。

市長 だから、まあ、ひとつ大胆に改革すべきものを改革し、それと同時に内部的な努力もしなければならぬし、制度的な改革もやらねばならないのです。

吉田、倉内 ご健康に十分注意してがんばってください。

市長 ありがとうございます。

司会 それでは時間がまいりましたので、これで終わりにしたいと思います。倉内さん、吉田さん、どうもありがとうございました。

●未納保険料の追納

国民年金保険料は、納期限(4、5、6月は7月末、7、8、9月は10月末、10、11、12月は1月末、1、2、3月は4月末)から2年を過ぎますと時効となり、納めることができなくなります。

このため、せっかく加入しながら未納保険料のある人は、老齢年金を受けるのに最低必要な保険料納付済期間(別表のとおり)を満たすことができなくなったり、最低必要な期間を満たしても未納保険料が多いために、受給額が低くなって一生では大きな損失となったりしています。

そこで、国ではこのような人々を救済するため50年12月末までに限って、時効で納めることができなかった期間の保険料を1カ月900円の計算で納めることができる特別措置をとっています。現在、被保険者のかたで時効となった保険料未納期間のあるかたには最後の納めるチャンスとなりますので、ぜひこの機会を利用してください。

なお、過去にさかのぼって納められる方は分割して納めることもできますので、年金課まで申し出てください。

国民年金の納付記録、加入手続きなどの年金に関するお問い合わせは、年金課(☎91-3881 内線332)まで。

●年金加入の最後のチャンス

国民年金は、日本国民で満20歳以上60歳未満の人で、①他の公的年金制度加入者とその妻、②年金や恩給のある人とその妻、③学生(夜間部を除く)などを除いて必ず加入しなければなりません。これを強制加入といいます。

このような強制加入の対象の人でまだ加入されていないかた(明治44年4月1日以前に生まれた人は除く)もこの特別措置の機会に国民年金に加入し、保険料をさかのぼって納めることにより年金の受給資格を得ることができますので、今すぐ加入手続きして保険料を12月末までに納めてください。

また、厚生年金や共済組合などに加入していたが、加入期間が少ないため受給権のないかたもこの機会に国民年金に加入し、将来通算老齢年金が受給できるようにしてください(ただし、厚生年金などの期間を通算するときは、昭和36年4月以降の期間に限ります)

●ご注意ください

一部のひとりで、「国民年金に加入して保険料を納めなくても、老後には年金が受けられる」と思っておられるかたがありますが、明治44年4月2日以降に生まれたかたは、厚生年金、共済組合または国民年金に加入して保険料を納め老齢年金を受けるのに必要な期間を満たしておかれないと、将来どのような年金も受けることができません。

現在、支払われている老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれたかたが、満70歳になられた時点で対象者(他の公的年金を受けていないこと、本人の所得状況などの制限があります)となるだけですのでご注意ください。

老齢年金受給 最後のチャンス。

(別表)
受給のための
最低必要期間

生年月日	最低必要期間 年	生年月日	最低必要期間 年	生年月日	最低必要期間 年
明44.4.2 ~ 大5.4.1	10	大10.4.2 ~ 大11.4.1	16	昭2.4.2 ~ 昭3.4.1	22
大5.4.2 ~ 大6.4.1	11	大11.4.2 ~ 大12.4.1	17	昭3.4.2 ~ 昭4.4.1	23
大6.4.2 ~ 大7.4.1	12	大12.4.2 ~ 大13.4.1	18	昭4.4.2 ~ 昭5.4.1	24
大7.4.2 ~ 大8.4.1	13	大13.4.2 ~ 大14.4.1	19	昭5.4.2 以降	25
大8.4.2 ~ 大9.4.1	14	大14.4.2 ~ 大15.4.1	20		
大9.4.2 ~ 大10.4.1	15	大15.4.2 ~ 昭2.4.1	21		

■部落の歴史と解放運動(その2)

数万年にわたる日本人の歴史の中で、人間が人間を差別するようになったのは、せいぜい2千年ぐらい前からです。それ以前の社会では、人々は全ての財産を共有し、得たものは平等に分配し、差別などはありませんでした。2千年ほど前に、水田に稲をうる農業とその他の進んだ生産技術が中国大陸から伝わり、どうにか生きていける以上のものを生産できるようになり、人が人を支配することが可能になりました。身分の高いものは大人(たいじん)とよばれ、身分の低いものは下戸(げこ)といわれ、下戸の下に奴隷がおかれました。

3世紀のころから、大和地方を中心にしてあの大きな前方後円墳がつくられましたが、そのかけには多くの奴隷の血と汗が流されているのです。

大化の改新がなされ、土地も人民も全て大和朝廷のものとなされ、民衆を分割して支配するため、良民と賤民にわけました。賤民は、

大体全人口の約10%で、差別的な扱いをうけました。

平安時代になると、開墾地が私有地とされ、荘園が生まれてきます。また税のとりたてがきびしいため、農民や賤民も逃げ出し、反抗しました。そこで、荘園領主は、とき放

に雑役や手工業などについたり、河原や散所という無税の土地に住み、芸能や鳥、魚をとったりしてくらさざるをえない人々もいました。これらの人々は、非人・河原者などといわれ、差別されました。

京都の銀閣寺のすばらしい庭をつくったのは、善阿弥という造園の名手です。彼は、河原者として当時はいやしめられていました。しかし、現在では、逆に尊敬のまなざしをあつめています。

15世紀の後半、応仁の乱のあと、各地に群雄が並び立った、いわゆる戦国の世の中となります。それとともに、今まで圧迫され、卑しめられてきた河原者、散所の民は、地位をはねのけて農民や民衆になったり、土一揆の先頭に立ちたりして、次第に解放されます。

下剋上の世の中では、蜂須賀小六が河原者、小西行長が当時賤業とされていた薬屋の出身、斎藤道三が油売りであったというように、下層のものが上層のものになったり、またその逆になったりしました。

しあわせを 築く道

部落解放をめざして(34)

たれた農民や奴婢たちをあらたに自分たちの支配下にひきこみ、きそいあいました。

荘園領主に支配された農民の一部は、力をもつようになり、やがて武装化し武士となり、12世紀の末には、ついに武士階級の政権を鎌倉にうちたてます。しかし、それととも